平成２４年（フ）第１７４８号
横浜市栄区飯島町1917番地７
債務者　飯盛久美子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８８号
神奈川県鎌倉市雪ノ下３丁目２番17号　藤井荘203
債務者　野澤三智子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４０号
横浜市金沢区六浦南１丁目13番32号
債務者　成田　貴光
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４７号
横浜市金沢区高舟台１丁目14番21号　メゾン新栄５―101号室
債務者　和田　　稔
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５１号
横浜市金沢区釜利谷西３丁目１番22号　MM壱番館201
債務者　石戸　静子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３６号
静岡市駿河区中原808番地の12
債務者　平湯　浩野
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７９号
静岡市葵区東千代田２丁目３番13―405号
債務者　長島加津美
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３号
愛知県豊橋市多米中町２丁目17番地の１
債務者　倉田　昌洋
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１７４号
愛知県豊橋市多米中町２丁目17番地の１
債務者　倉田　幸子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１９１号
愛知県蒲郡市豊岡町薮田41番地28
債務者　高橋　好孝
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１９８号
愛知県豊橋市東小鷹野１丁目12番地の２　Ｂ―201
債務者　喜名　涼子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２００号
愛知県新城市作手高松字大屋貝津27番地
債務者　高木　喜美（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２０４号
愛知県豊川市西豊町３丁目23番地の６
債務者　福田　輝美
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２１０号
岡山市東区草ケ部1034番地66
債務者　梶岡　真嗣
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産廃止

平成１６年（フ）第６７６号
山梨県南都留郡鳴沢村絶頭7328番地30
破産者　富士河口湖倶楽部株式会社
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産を廃止する。
３　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
甲府地方裁判所民事部

平成１６年（フ）第６７７号
山梨県南巨摩郡身延町下山922番地
破産者　身延ゴルフ倶楽部株式会社
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産を廃止する。
３　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
甲府地方裁判所民事部